

「新しい生活」に向けた ガイドライン

～新型コロナウイルス感染症拡大防止のために～



シズデ 静岡デザイン専門学校
2020年12月現在、シズデは新型コロナウイルス感染症の予防対策として、各授業科目の授業内容をオンラインで実施しています。

(令和4年9月改訂)

赤穂市立有年小学校

家庭での健康管理

1 体温測定と健康観察（児童および職員）

（１）毎朝の体温測定

《登校させない・出勤しない場合》

①発熱（平熱より $+0.7^{\circ}\text{C}$ 以上を目安）、風邪症状（咳、鼻水、倦怠感）等がある場合

②家族（同居人）に発熱や風邪症状がある場合（ただし、医師の診察により新型コロナウイルス感染症でないことが確認されている場合は除く）。

③同居家族が濃厚接触者等となり、検査を受ける場合（結果がでるまで）。

上記内容により欠席（出席停止）等となる場合は必ず学校へ連絡する。

自宅待機の期間等は保健所の指示に従う。

（２）「けんおんのきろく」への記入：測定した体温を記入して学校に持ってくる。

（３）風邪症状、息苦しさ、味覚異常等がある場合は登校を控える。

2 マスクの着用

（１）登校・出勤時からマスクを着用する（不織布マスクが望ましい）。

（２）WBGT に応じてマスクを着脱する（６月～９月は、登下校時を含め、屋外では原則着けない）。

（３）予備のマスクをナイロン袋で覆い、ランドセル（職員は鞆など）に入れておく。

3 ハンカチやタオルを持参

（１）毎日清潔なハンカチやタオルをポケットなどに入れて持ってくる。

（２）予備のハンカチやタオルをランドセル（職員は鞆など）に入れておく。

4 水筒にお茶を入れて持参

（１）活動内容に応じて必要な量を持ってくる（冬季も乾燥対策のため持参する）。

（２）夏期（６月～９月）は児童にスポーツドリンクを持たせてもよい。

5 石けんと流水での手洗いおよび手指消毒の励行

学校での健康管理

1 健康観察表（児童および職員）

（１）登校後、すみやかに「けんおんのきろく」を担任へ提出する。

玄関または教室前での手指消毒を徹底する（教員による呼びかけの実施）。

職員は出勤時に「けんおんのきろく」をファイルに入れて提出する。

（２）体温測定をしていない児童と健康観察表を忘れた児童は、**校舎に入る前に**非接触式体温計による体温測定を行う。非接触式体温計にて発熱が疑われる場合は、接触式体温計を用いた体温測定を行う。

- ①発熱なしの場合：代替カードに記入し教室へ行く。
：カードは担任を通じて養護教諭へ提出する。
- ②発熱ありの場合：ボランティア室で待機させ下校。（保護者の迎えを依頼）
- (3) 担任は教室で児童の「けんおんのきろく」を回収し、内容を確認して教室後方の消毒台上に置く（養護教諭が健康観察の際に回収）。養護教諭が検印し、終わりの会までに児童に返却する。
- (4) 職員の「けんおんのきろく」は校長が検印する（校長分は養護教諭が検印する）。

2 健康観察

- (1) 朝の会の健康観察は担任が行う。「けんおんのきろく」および健康観察（学校・家庭の両方を確認）で症状がある児童については確認を行う。
- (2) 欠席者を把握し、理由を確認する。家族の健康状況がわかれば把握する。
- (3) 遅刻者・連絡がない児童については、担任が連絡を取り、教頭に伝える。
- (4) 授業中・給食・休憩時間中なども健康観察を行う。
- (5) 終わりの会で担任が健康観察を行う。症状がある児童については家庭連絡をするとともに養護教諭に知らせる。

3 手洗い・手指の消毒

- (1) 流水と石けんでの手洗いを行う。
- ・外から教室に入るとき
 - ・トイレの後
 - ・給食の前
 - ・掃除時間の後
 - ・共用の物品を使用する前後
- (2) 手洗いは、必ず清潔なハンカチやタオルで手をふく。
- (3) アルコールによる手指の消毒を行う。
- ・登校時（児童玄関前）
 - ・給食配膳前、片付け後（給食室前）
 - ・授業で共用の物品を使用する前後
 - ・教室へ入る前

4 マスクの着用

- (1) 児童は登校時からマスクを着用する。夏期（6月～9月）は熱中症対策のため、登下校時にマスクを着用しない。その際、十分な距離を保つことを指導する。
- (2) 予備のマスクがない場合は、学校のマスクを貸し出す（教室の予備も活用）。頻繁に忘れる場合は家庭連絡を行う。

- (3) 授業中や休憩時間も、マスクを正しく着脱させる。ただし、身体的距離が確保できる場合や体育の授業、外遊びの時は、マスクを外してもよい。
- (4) 咳エチケットやソーシャルディスタンスについて指導する。
- (5) WBGT に応じてマスクを着脱する。夏期（6月～9月）の外遊びや体育の授業においては、**原則マスクを着用しない。**

5 換気と座席の工夫

- (1) 担任は出勤後、教室と廊下の窓と天窗を開ける。
- (2) 常時換気：対角4カ所の窓を最低20cm 同時に開け行う。
- (3) 一斉換気：業間・昼休みはすべての窓を全開する。
- (4) エアコン使用中も教室の対角4カ所の窓は開けておく。
○冬季における換気の留意点
室温低下による健康被害防止：保温・防寒目的の衣服の着脱等
- (5) 児童は窓に触れない。児童下校後もしばらく窓を開けたままで換気をし、担任が閉める。
- (6) 各階のトイレや廊下の窓の開閉、換気は教員が行う。
- (7) 気候上窓を開けられない場合は、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに全開にする。
- (8) 教室内では、座席を離して着席させる。
- (9) 必ず、机を前向きで、前後左右の間隔をあける。（座席間を1m以上離す）
- (10) 冬季（12月～3月）は暖房器具を使用することを考慮し、加湿器を使用する。

6 教室や校舎内の消毒

【アルコールでの消毒】（R4年度はスクールサポートスタッフが対応）

- (1) 放課後
ドアノブ、水道の蛇口、窓の鍵部分、電気のスイッチなどを消毒する。
消毒の手順については、別紙1参照。

7 配慮が必要と考えられる授業

- (1) 体育
 - ①体育館の使用は感染状況を踏まえて判断する。兵庫県内に緊急事態宣言が発令されている場合は原則使用を中止する。雨天時など運動場が使用できない場合は、感染症対策を徹底したうえで授業中のみ使用する（消毒・換気の徹底、接触を避けることが困難な内容は実施しない）。
 - ②マスクの着用について
体育の授業中は原則着用せずに活動する（熱中症等への対策のため）。
 - ③内容について（緊急事態宣言中）

・ゲームや集団的な運動は密集・密接を避けながら行う。（密集・密接の回避が困難な内容は実施しない）

・個人運動（なわとび等）は周囲と距離をあけ行う。

・マット・跳び箱・鉄棒等を使用する運動は行わない。（共用回避）

※緊急事態宣言が発令されていない時期も、近隣地域の流行状況を踏まえて実施内容を検討していく。

④共有するもの（鉄棒、バットなど）を使う場合は、授業前後に手洗い・アルコール消毒をする。また、物品についても適宜消毒する。

（２）音楽

***当面は授業スタイル(市小学校音楽研究部会)のステップに基づき実施する。**

①合唱は、マスクを着用したまま行う。

②感染拡大期においては、リコーダー・鍵盤ハーモニカは、屋外で行うか、運指の練習のみ行う。感染小康期においては室内での演奏も可能であるが、感染対策（換気・ソーシャルディスタンスなど）を徹底したうえで実施する。

③共有するもの（楽器など）を使う場合は、授業前後に手洗い・アルコール消毒をする。

（３）理科・家庭科・図工等 ***市内研究部会の検討事項に基づき実施する。**

①理科の実験、家庭科の裁縫、図工の作業等は、１テーブルあたり１人の使用とする。

②授業内容については、感染状況を踏まえて検討する。

調理実習：調理器具・食器が他の児童と混ざらないようにする。

持参した用具の貸し借りはしない。

理科の実験：１人１テーブルで実施する。

８ 給食の対応

【給食準備】

（１）咳や鼻水などの症状がある児童に給食当番をさせない。

（２）全児童の手洗いを確認する。

（３）マスクの着用を確認する。

（４）手洗い後アルコールで手指消毒をし、配膳時以外は自席で静かに待たせる。

（５）給食台の水拭きとアルコールで消毒を行う。

（６）配膳室前で、給食当番児童はアルコールで手指消毒を行う。

（７）当番が各机に配膳する。指が食品に触れないよう指導する。

（８）汁物の注ぎ分けは担任が行う。

（９）増減を希望する児童には、担任がマスクをして調整する。

（１０）「いただきます」のあいさつの後は、量の増減はさせない。食べられなければ、残してもよいことを指導しておく。

（１１）給食エプロンを着用し衛生面に配慮する。

【給食中】

- (1) 外したマスクは、各自の給食袋に入れる。
- (2) 飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず無言で食べる。

【給食の片付け】

- (1) ストローやジャム、ゼリーなどのゴミは、必ず担任が袋をくくり、児童が触れないようにする。
- (2) 配膳室に返却後、アルコールで手指消毒をしてから遊びに行かせる。

9 清掃時間

- (1) 一人ずつの距離をとって清掃するように指導する。
- (2) 清掃後に手洗いとアルコールでの手指消毒を徹底する。
- (3) 使用済みのマスクやティッシュはナイロン袋に入れてきつくしばりゴミ箱に入れる。児童によるゴミの回収はせず、担任が非常階段下に捨てに行く。
- (4) 感染リスクが高いと考えられる分担当場所ではビニール手袋を着用する。

10 保健室の体制

- ・発熱・体調不良：保健室前廊下で検温・問診後、ボランティア室で静養する。
- ・その他：保健室に入室し処置を受ける。

11 教室で児童が咳や鼻水、発熱など体調不良を訴えた場合の対応

- (1) 校内電話で保健室に連絡する。
- (2) 養護教諭が迎えに行く。他の児童には付き添わせない。
- (3) 保健室前で検温と問診を行う。
- (4) 症状がある場合は、ボランティア室で静養させて家庭連絡をする。
*早退させる目安…発熱（平熱+0.7℃以上）、咳、息苦しさ、倦怠感など、状態を見て家庭連絡をする。
- (5) 教室で経過観察をする場合は、咳エチケット・手洗いを指導する。
- (6) 早退する場合は、担任か、空き時間の職員が下校の用意をして、保健室に持ってくる。（他の児童にはさせない）
- (7) 保護者に、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう伝える。
（指導要録上は「欠席」にはならず、「出席停止」になる場合もある）
- (8) 以下のいずれかに該当する場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけの小児医療機関などに電話で相談するよう保護者に伝える。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ・上記以外で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合
- (9) 早退後は、ボランティア室の消毒を行う。

(10) 養護教諭はフェイスシールド、防護服を必要に応じて着用する。

12 その他

(1) 職員室、事務室、会議等で人が集まる場所・場面ではパーテーションを設置する。

(2) 来校者は、事務室受付で検温後、来校者カードを記入する。

【自他共に大切にする人権の観点から】

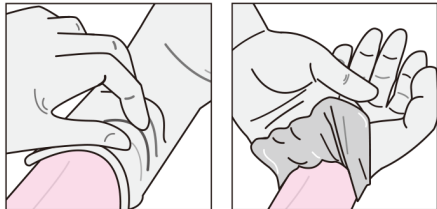
感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しも感染の可能性があるのであって、特定の国や地域、職業や人をさした偏見や差別につながるような言動は、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。

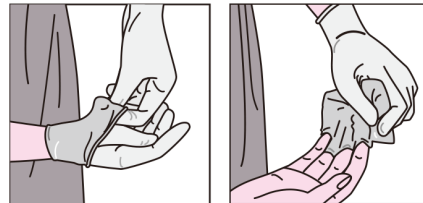
(2) 児童や保護者などから、初期症状についての相談や連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても感染者が特定されることのないよう十分に配慮する。

消毒の手順

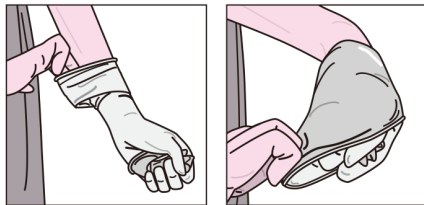
- ① ビニール手袋を着ける
- ② ぞうきんに消毒液をつけて湿らせる
- ③ ドアノブ、電気のスイッチ、窓の鍵の部分など、多くの人が触れる可能性がある部分を拭く
- ④ ぞうきんの面を変えて、児童の机を拭く(一定方向に拭くと効果的です)
- ⑤ ぞうきんの面を変えて、ろうかの窓の鍵部分・手すりなど、児童が触れやすい部分を消毒する
- ⑥ ぞうきんを洗う(手袋は着けたまま)
- ⑦ ビニール手袋をとる



①片手で手袋の外側をつまむ
外側をつまんだまま、裏返すように外していく



②内側が外になるように引っ張る
外しながら左手でくるくると丸め、脱いだ手袋を左手で持つ



③手袋の内側に指を入れ、残りの手袋も同様に外す
手袋の表面は素手で触らない。先に脱いだ手袋を包み込むようにして、内側が外になるように外す



④ ビニール手袋をゴミ箱へ捨てる

- ⑧ 石けんで手を洗う
- ⑨ アルコールで手指消毒をする

て あ ら ひ ょ う 手洗いチェック表



赤穂市立有年小学校

か な ら ひ ゃ ん
～必ずしよう！5つの場面～



① 教室に入る前



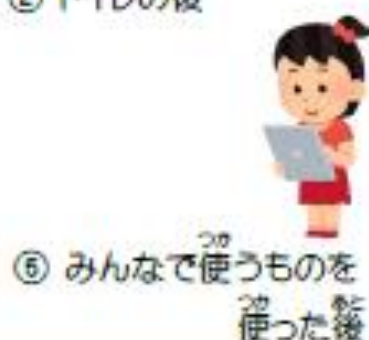
② トイレの後



③ そうじの後

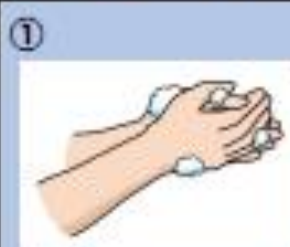


④ 給食の前



⑤ みんなで使うものを
使った後

た だ し い て あ ら け た
手の洗い方 ～校歌の1番をあたまの中で歌いながら洗いましょう～



①
手のひら



②
手のこう



③
親指



④
指の間



⑤
つめの間



⑥
手首

